

## 伯耆町敬老事業交付金に関する Q & A

### Q1 敬老事業は自治会で必ず開催しなくてはならないのですか。

A : 敬老事業は自治会の義務ではありません。各自治会が敬老会開催や記念品贈呈を行う場合にその費用の一部を交付します。

### Q2 敬老の催しは実施せず、記念品の配布のみ行いたいですが交付金は出ますか。

A : 記念品の配布のみ行う場合は、記念品配布事業になります。記念品配布事業と敬老会開催事業とでは交付金の額が異なりますのでご注意ください。なお、必ずどちらかの事業選択となります。両方の事業を選択することはできません。

### Q3 敬老の催しを行い、膳を設けて一緒に記念品を贈りたいが、敬老会開催事業と記念品配布事業両方の対象となりますか。

A : この場合は、敬老会開催事業の対象となります。両方の事業を選択することはできません。

### Q4 敬老の催しを行い、当日欠席者には記念品を贈りたいが、敬老会開催事業と記念品配布事業両方の対象となりますか。

A : この場合も、敬老会開催事業のみの対象となります。出欠の状況で両方の事業を選択することはできません。なお、敬老会開催事業は当日欠席者の分を含む交付金を交付します。

### Q5 敬老の催しはいつ頃開催すればいいですか。

A : 可能な限り老人週間前後（9月15日～21日）に開催をお願いできればと思いますが、自治会行事日程の都合で実施していただいても構いません。

### Q6 敬老会として、どのような催しをすればいいのですか。

A : 従来の敬老会は「酒類の提供を含む飲食を中心とした内容」となっているケースもありましたが、近年は「挨拶」、「余興」、「講演」、「介護予防体操」、「自治会の子ども等住民同士の交流」などを織り交ぜた会の開催を行う自治会もあります。  
余興は、カラオケ、マジックショー、演奏、ビンゴゲーム、脳トレ・体操などがあります。

**Q7 交付金をもらうには、どのような手続きをすればいいですか。**

A : 毎年度、町から自治会に対し敬老事業の実施意向の確認を行います。交付金の交付を希望される自治会は実施意向調査票を期限までに提出してください。

交付金は6月中に指定された自治会の口座に振込みさせていただきます。

事業実施後に、敬老会開催事業を実施された自治会については、実施報告書を提出していただきます。

記念品配布事業を実施された自治会については実施報告書の提出は不要です。

また、敬老会開催事業の予定で交付金の交付を受けた自治会が事業を実施される段階で記念品配布事業に変更された場合は、差額を返金していただきます。

**Q8 自治会内の77歳以上の対象者について、町に教えてもらいたい。**

A : 案内文書に4月1日現在の77歳以上の対象者名簿を添付していますので参考としてください。住民登録を基礎とした名簿のため以下の点をご注意ください。

- ①介護施設等に入所し住所変更されている方は名簿に掲載されません。
- ②自治会と付き合いがない住民登録のある方が名簿に掲載されている場合があります。この方を自治会でお祝いをされない場合は対象人数から外してください。
- ③名簿掲載の方が不在でどこにいるかわからない。連絡先が知りたいという問い合わせにつきましては、町でも個々の所在、連絡先は把握していませんのでお答えできません。

**Q9 敬老会、記念品配布の対象者の年齢を引き下げ（引き上げ）ても良いのですか。**

A : 敬老事業の対象者は77歳以上の方になりますが、各自治会等の都合により対象者の枠を決めて実施していただいて構いません。ただし名簿に掲載のない方は対象となりませんので各自治会の負担となります。

**Q10 敬老会参加役員や住民交流対象者を対象人数に加えていいですか。**

A : 敬老事業の対象者は77歳以上の方になります。自治会の世話役や来賓、住民交流対象の子ども等の膳などを設けられたとしても対象となりません。各自治会の負担となります。

**Q11 敬老事業の対象の方が亡くなられた場合どうすれば良いですか。**

A : 基準日（4月1日）以降に亡くなられた方も敬老事業の対象となります。対応方法については各自治会で決定してください。

なお、対象者の死亡により事業を実施する時点で人数が減少した場合でも交付金の返金は不要です。